常任委員会報告

総務委員会

9月10日、付託されました案件を審査するため町執行部から総務部長を初め関係課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案第42号「境町土地開発公社定款の一部を改正する定款案」について、議案第51号「平成20年度境町一般会計補正予算中委員会所管分」について、陳情第4号「町長並びに町議会議員の選挙における選挙公報発行の条例制定を求める陳情書」についての3件であります。関係者から詳細なる説明を受け、慎重に審査をした結果、議案第42号及び議案第51号中、委員会所管分については、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第4号についてでありますが、近隣で実施をしている市町の実施内容の報告を求め、併せて有権者の選択権、満足度を広義に解釈し、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

教育民生委員会

9月10日午前10時から出席委員全員、説明者として、執行部から民生部長、教育次長をはじめ関係課長の出席を求め、委員会を開催しました。付託されました議案等は、議案第51号「平成20年度境町一般会計補正予算（第3号）中委員会所管分」、議案第52号「平成20年度境町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第53号「平成20年度境町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、陳情第2号「地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出に関する陳情」、請願第3号「教育予算の拡充を求める請願」についてであります。

付託されました議案等を逐条審査とし、関係者から詳細なる説明を受け、慎重に審査をした結果、議案第51号中委員会所管分、議案52号、議案第53号については、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。また、陳情第2号及び請願第3号については、いずれも全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

産業建設委員会

去る9月10日午前10時より産業建設委員会が開催されました。当委員会に付託されました議案は5議案であります。まず、最初に「本年度の一般会計補正予算の委員会所管分として農林水産業費・土木費の2款について慎重に審査をしました。

特に農林水産業費については「いばらきの園芸産地改革支援事業の補助金決定によるものであり、又、土木費については、道路新設改良費（1の4号線・交付金事業）の決定など2款の追加増額補正額は6千3百12万円であります。

次に境町公共下水道特別会計補正予算についてでありますが、今回の審査内容については、公共下水道借款債によって生じた1千7百42万4千円を増額補正するものであり、今後の町財政の都合により繰上げ償還又は、低利債に借り換えることを可能にする為のものです。

次に境町農業集落排水事業特別会計補正予算についてでありますが、今回は、職員等の異動等により8百2万円の追加補正がなされました。

次に基幹水利施設管理事業に関する事務委託についてでありますが、土地改良法により事務の一部を当町から下妻市に委託するものであります。（委託料53万円）

最後に町道路線の認定についてでありますが、開発行為による道路新設に伴い新たに路線認定して維持管理するものであり大字上小橋地内に延長106mが設けられました。

以上5議案については、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

日本たばこ産業跡地（JT跡地）有効利用プロポーザル事業調査特別委員会報告

1　町はJT跡地を何故取得したか。

JT跡地（2万1394㎡）が民間へ売却となれば無秩序な開発や大型スーパー等の進出が懸念されたことなどから区長会や商工会の要望書もあり、町は複合型の公共事業用地として平成15年12月に取得したものです。

2　JT跡地を何故売却することになったか。

茨城県の許可を得て6億円の起債を発行し公共用地として取得しましたが、平成16年9月の住民投票により合併はしないことになり、合併特例債を利用しての公共事業が不可能となったので処分することになりました。

3　調査特別委員会の調査結果

(1)JT跡地有効利用検討委員会の設立

処分するにしても県の許可を取り起債で購入した公有地なので県の同意と町の発展につながるものでなければなりません。

町は平成17年頭より、11月の間に3回にわたり県市町村課と起債の償還方法と処分方法である随意契約やプロポーザル事業契約等につき協議を行った。

県より土地処分方法の検討する前に跡地の有効利用の検討をして、処分に当たっては住民の理解と透明性が必要との指導を受けた。

注目すべきは、11月4日第3回の県との打ち合わせ前の11月1日に町長室に町長、当時の助役、総務部長、財務課長と民間人の(株)都設計企画社長の5名で処分方法等の相談会が行われたとの証言でありました。

都設計は古くからの町の指名業者で、昨年完成した境一中校舎の設計業者でJT跡地処分については町長の相談相手であると自ら本委員会で証言しており、町長は相談の事実を認めながら都設計は、ウエルシア関東(株)の代理人であると何度も証言をしている。

JT跡地は、この時点で既に町とウエルシア関東は意気投合していたと推定されます。

この証拠は、ウエルシアの鈴木社長は境出身であり故郷に錦を飾るため町内に土地を物色しており、且つウエルシアは17年12月に社名変更をしており、変更前はグリーンクロス・コアと称しており、この当時に都設計がJT跡地に企画配置した企業者は、グリーンクロス・コアをメインにテナント棟にファッションセンターしまむらと茨城トヨタ自動車(株)及び町の子育て支援センターであり、現在建設中のカスミとしまむらが違うだけであり、都設計がウエルシアの代理人であるとすれば全てが説明がつく。

尚、茨城トヨタについては、平成16年頃より常陽銀行境支店を通じ、JT跡地進出について町に申し込みをしており、17年11月に常陽銀行よりトヨタに18年の町長選挙後に何らかの動きがあると情報をもらったとの証言を本委員会であり、ウエルシアとの動きと全く符合している。

(2)JT跡地有効利用検討委員会とプロポーザル事業審査委員会

県市町村課の指導を受けた町は土地処分交渉は中断してJT跡地有効利用の検討を優先させ住民の理解と透明性を確保するため、有効利用検討委員会を立ち上げた。

委員会は、平成18年1月より同年10月まで続けられ内容は町の活性化、雇用の拡大、税収の増大等を目的に検討されたが、最終的には商業地として利用するが商工会等の要望もあり、既設の地域商業者との競合を極